

第十回特別弔慰金が支給されます

●特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

●支給対象者

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

●**支給内容** 額面25万円、5年償還の記名国債

●**請求期間** 平成27年4月1日から平成30年4月2日まで
(請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。)

●請求に必要な主な書類等

請求書類等

1. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書
2. 第十回特別弔慰金国庫債券印鑑等届出書
3. 戦没者等の遺族の現況等についての申立書
4. 特別弔慰金請求同意書（同順位者がいる場合）
5. 戸籍書類等

※「平成27年4月1日（基準日）現在の請求者の戸籍抄本」等、必要な書類がありますが、請求者が過去に特別弔慰金の請求をしたことがあるか等の状況により、提出していただく書類が異なりますので、詳しくは町民税務課にお問い合わせください。

●**請求・お問い合わせ** 町民税務課（☎37-2114 担当：奈良）



自転車ルールが変わりました

悪質・危険な自転車運転者を対象とした講習制度が始まりました

改正道路交通法の施行により、平成27年6月1日から自転車で、**危険違反（14類型）**を3年以内に2回以上した方は公安委員会による「受講命令」を受けることになります。その命令を受けてから3ヶ月以内の指定された期間内に講習を受ける必要があり、命令に従わず受講しない場合は**5万円以下の罰金**となります。

自転車を利用する場合は、より一層の「ルールとマナー」を意識し、安心安全な地域を目指しましょう。

●受講義務の対象となる危険違反行為(14類型)

- ①信号無視
- ②通行禁止道路（場所）の通行
- ③歩行者用道路での歩行者妨害
- ④歩道通行や車道の右側通行等
- ⑤路側帯での歩行者の通行妨害
- ⑥遮断踏切への立ち入り
- ⑦左方車優先妨害・優先道路車妨害等
- ⑧右折時、直進車や左折車への通行妨害
- ⑨環状交差点安全進行義務違反等
- ⑩指定場所一時不停止
- ⑪歩道通行時の通行方法違反等
- ⑫制動装置（ブレーキ）不良自転車運転
- ⑬酒酔い運転
- ⑭安全運転義務違反

※傘差し運転や携帯電話、スマートフォン使用運転をした場合も安全運転義務違反になることがあります。

●お問い合わせ ふるさと振興課（☎37-2194 担当：小室）

七ヶ宿町放射性物質除去土壌仮置き場の放射能測定結果

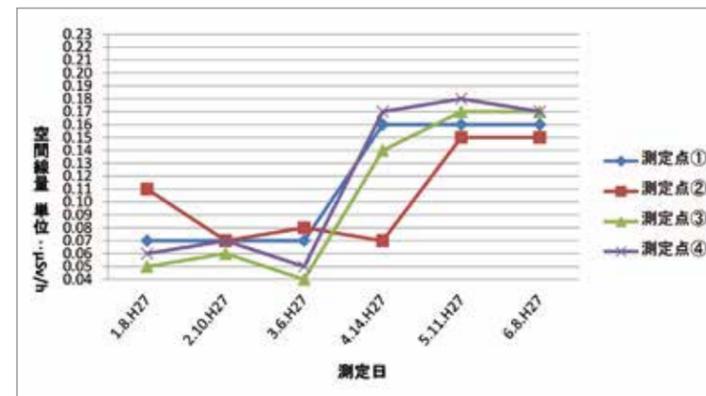
柏木山放牧場に隣接する仮置き場の測定結果をお知らせします。

平成27年6月8日に柏木山放牧場の空間放射線量及び地下水放射性物質量を測定した結果、以下のとおりとなりました。

平成25年5月から空間線量を測定していますが、追加被ばく量が年間1mSvを超えないように管理され、仮置き場が安全に保たれていることを表しています。

※仮置き場内の4点を定点とし測定しています。

仮置き場の空間線量の推移



○地下水の測定結果

単位: Bq/kg

調査項目	測定値
放射性ヨウ素 (I-131)	不検出
放射性セシウム (Cs-134)	不検出
放射性セシウム (Cs-137)	不検出

測定開始時から不検出となっています。

●お問い合わせ 総務課（☎37-2111 担当：東根）